

令和 8 年度第 1 回川崎市環境審議会

1 開催日時 令和 8 年 5 月 26 日（火）午前 1 0 時 30 分から午後 0 時 2 分まで

2 開催場所 川崎市役所本庁舎 3 階 304 会議室及び Zoom によるテレビ会議

3 出席者氏名

（1）委員（50 音順、敬称略）

渥美 敬之、飯田 晶子、石山 一可、小畑 哲哉、坂倉 杏介、笹木 圭子、
佐藤 薫、関口 和彦、高田 まゆら、中島 伸、馬場 健司、藤野 純一、
水庭 千鶴子、宮野 敏男、宮脇 健太郎、森 朋子、横山 英明、吉村 千洋、
吉田 聡、若松 伸司、鷲北 栄治

（2）事務局

・環境局

中山環境局長、日向総務部長、間島脱炭素戦略推進室長、石塚脱炭素戦略推進
室担当部長、盛田環境対策部長、石原生活環境部長、木下廃棄物政策担当部
長、荒木施設部長、内田企画課長、戸井田脱炭素戦略推進室担当課長、石田
地域環境共創課長、中島環境対策推進課長、鈴木廃棄物政策担当課長、市川
廃棄物指導課長

・建設緑政局

河合建設緑政局長、磯部緑政部長、荒木企画課長、中村みどりの管理課長、坂
みどり・多摩川事業推進課長

4 委嘱

（1）委員の委嘱

（2）環境審議会の説明

（3）会長及び副会長の選出

5 議 題

（1）委員改選に伴う自然共生部会の委員変更について

- (2) 川崎市緑の基本計画の改定状況について（中間報告）
- (3) 「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について（答申）」を踏まえた取組について（報告）
- (4) 「川崎市一般廃棄物処理基本計画等の改定の考え方について（答申）」を踏まえた計画の策定について（報告）
- (5) 第3期川崎市緑の実施計画の策定について（報告）
- (6) その他

6 配布資料

資料1 - 1 川崎市環境審議会について

資料1 - 2 自然共生部会の委員について

資料2 川崎市緑の基本計画の改定状況について（中間報告）

資料3 今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について（答申）」を踏まえた取組について（報告）

資料4 「川崎市一般廃棄物処理基本計画等の改定の考え方について（答申）」を踏まえた計画の策定について（報告）

資料5 第3期川崎市緑の実施計画の策定について（報告）

参考資料1 川崎市環境審議会委員名簿

参考資料2 市側出席者名簿

参考資料3 川崎市環境基本条例・施行規則

参考資料4 川崎市環境審議会の概要

参考資料5 令和8年度の川崎市の組織（環境審議会関係）

参考資料6 - 1 川崎市循環型社会形成推進計画【概要版】

参考資料6 - 2 川崎市循環型社会形成推進計画【本編】

7 公開又は非公開の別 公開

8 傍聴人の数 2人

9 発言の内容 次のとおり

午前10時30分開会

○総務部長

おはようございます。委員の皆様におかれましては、本日は大変お忙しい中、本審議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会進行を務めます、環境局総務部の日向と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和8年度第1回川崎市環境審議会を開催いたします。

本日は、対面及びオンラインでのハイブリッドで開催しております。進行に支障がないよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、初めに、委員の出席について御報告をいたします。本日の議事に関係される委員22名中、オンラインの方も含めて、現在、21名の委員が御出席されております。半数以上の出席がございますので、川崎市環境基本条例施行規則の規定に基づき、本日の審議会が成立していることを御報告申し上げます。

また、本審議会は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、原則公開となっております。本日は、オンライン傍聴の方が1名ございますので、ただいまより入室を認めたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○総務部長

御異議がないようですので、入室を認めます。また、この後、会議中に入室の希望があった場合につきましても、同様に入室を認めてまいりたいと思いますので、御了承ください。

次に、本日の議事内容について御説明いたしますので、次第を御覧ください。本日は、4月1日付で川崎市環境審議会委員になられた委員による初めての審議会となりますので、委員の委嘱、環境審議会の説明と進め、その後、会長・副会長の選出をお願いしたいと存じます。会長・副会長の選出の後、各議題について御審議をいただきたいと存じます。

続きまして、本日の会議の進め方等につきまして、事務局から御説明を申し上げます。

○環境局企画課長

本審議会の事務局を務めます、環境局企画課長の内田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、会議の進め方等について御説明いたします。

まず、オンラインで参加の委員の皆様の資料は、事前に電子ファイルにて送付させていただきましたので、そちらを御確認くださいようお願いいたします。なお、御説明の際には画面での共有もさせていただきます。また、オンラインでの参加の方は、御発言されるとき以外は、マイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

御発言の際は、会場の方は挙手をお願いいたします。職員がマイクをお持ちしますので、マイクを使用して御発言をお願いいたします。オンライン参加の方は「リアクション」をクリックすると表示される「手を挙げる」をクリックしてください。その後、会長から指名をいたしますので、ミュートを解除の上、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。また、オンライン参加の委員の皆様は、ネットワークへの負荷低減のため、ビデオの停止をお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○総務部長

ただいまの会議の進め方等につきまして、御質問などがございましたらよろしくお願いいたします。よろしいですか。

それでは、まず初めに、このたび第12期川崎市環境審議会委員へ御就任をいただきました臨時委員を除く20名の委員の皆様への委嘱をさせていただきます。本来であれば市長から皆様に委嘱状をお渡しするべきところですが、市長は、本日、公務のため、失礼ながら本審議会に出席することができませんので、代わりまして中山環境局長からお渡しさせていただきます。

委嘱状は、本日対面で出席されている委員の皆様には環境局長が皆様のお席をお回りしてお渡しいたします。私が皆様のお名前のみを読み上げさせていただきますので、その場でお立ちいただき、委嘱状をお受け取りになっていただきたいと思います。委嘱状をお受けになりましたら御着席ください。また、オンラインで参加の方につきましては、その後、名前を読み上げさせていただきます。最後に、欠席者のお名前を読み上げさせていただきます。

〔委嘱状の交付〕

○総務部長

それでは、ここで中山環境局長から、開会に当たり御挨拶をいたします。よろしくお願いいたします。

○環境局長

改めまして、環境局長の中山でございます。このたびは、委員の皆様には、第12期の審議会の委員をお引き受けいただきまして、本当にありがとうございます。

昨年度も、次第にございますとおり、水、大気の行政関係に関するもの、そして、一般廃棄物の計画改定に関するものということで審議をいただきました。この12期については、本日も中間報告をさせていただきますけれども、緑の基本計画の改定に関することを御審議いただくことがメインになろうかと思っております。本日も限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○総務部長

それでは、ここから、今期から新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、環境審議会について、簡単ではございますが、御説明をさせていただきます。

○環境局企画課長

それでは、資料1－1をお開きください。環境審議会について簡単に御説明させていただきます。

1番、まず根拠条例ですが、川崎市環境基本条例になります。

2番の目的と所掌事務でございますけれども、環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議するほか、環境の保全に関する重要事項について専門的に調査審議するため、環境審議会を置くということが規定されてございます。

(2)の所掌事務でございますけれども、環境審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するとされておりまして、アの(7)環境目標値の設定に関する事などが記載されてございます。

(3)の部会でございますが、審議会は、規則で定めるところにより、部会を置くことができるとされてございます。

次のページに参りまして、会議の運営でございますけれども、規則によりまして、(1)審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定めることなどが記載されてございます。

4番の諮問案件の審議の流れですけれども、川崎市のほうで市長からの諮問を環境審議会に行いまして、その後、審議会が必要に応じて各部会に付議いたします。その後、答申案報告を親会のほうにしまして、その後、答申案を確定して、市のほうに答申をすると、それを市のほうで施策に反映していくといったような流れになってございます。

5番の開催スケジュールでございますが、現時点でのスケジュールといたしまして、令和8年度、令和9年度、記載のとおり、年に2回から3回行うことを計画してございます。

説明は以上でございます。

○総務部長

御質問等はよろしいでしょうか。よろしいですか。

ないようであれば、次に、正副会長の選出をお願いしたいと存じます。

正副会長の選出につきましては、川崎市環境基本条例施行規則第13条の規定により、委員の互選により定めることとしております。御発言をお願いいたします。

○関口委員

関口と申します。推薦ということですね。私からは、これまで副会長を務めてこられまして、私も出ていました、大気・水・環境保全部会のほうで長年にわたり部会長を務めてこられました若松先生をぜひ会長に推薦したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

○環境局企画課長

ただいま関口委員から、会長に若松委員を推薦する旨の発言がございました。ほかに御意見はございますでしょうか。よろしいですかね。

ほかに御意見がないようでしたら、会長は若松委員をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○総務部長

それでは、若松委員、よろしいでしょうか。

○若松委員

若松でございます。謹んでお受けしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

副会長に関しましては、特に御推薦がなかったようですので、私のほうから、地球環境問題、エネルギー問題、合意形成等にお詳しい馬場委員を推薦させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務部長

ただいま若松委員より、馬場委員を副会長に推薦する発言がございました。馬場委員、よろしいでしょうか。

それでは、若松委員に会長、馬場委員に副会長をお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、若松委員と馬場委員は会長、副会長の席へ移動をお願いいたします。

それでは、会長、副会長の御就任に当たり御挨拶をお願いしたいと存じます。

まずは若松会長からよろしくお願いいたします。

○若松会長

微力ながら、川崎市環境審議会の進行役を務めさせていただきたいと思います。馬場副会長をはじめ、委員の皆様、事務局の皆様、御協力、どうかよろしくお願いいたします。

○総務部長

ありがとうございました。それでは、馬場副会長、よろしくお願いいたします。

○馬場副会長

馬場でございます。早稲田大学大学院環境・エネルギー研究科というところで仕事をしております。私は、先ほど御紹介がありましたけれども、地球温暖化や気候変動問題を社会科学的なアプローチから扱っております。気候変動でも、どちらかという、緩和というよりは、適応のほうに力点を置いておりまして、先週も I P C C の会合で 1 週間、執筆

者会合があったところでございます。緩和については非常に多くの知見をお持ちの委員の先生方、いらっしゃいますので、いろいろな分野の先生方のお力、専門性をお借りしながら、会長とともに運営できればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務部長

ありがとうございました。それでは、ここからの議事は会長にお願いしたいと存じます。若松会長、よろしくお願いいたします。

○若松会長

今日は、審議事項が4つか5つぐらいありますけれども、12時頃を目途に進めてまいりますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

まず最初に、委員改選に伴う自然共生部会の委員変更についてに関しまして、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○環境局企画課長

それでは、資料1－2、自然共生部会の委員についてという資料を御覧ください。令和7年10月29日付で、川崎市緑の基本計画の改定についての諮問に基づき、自然共生部会を設置しているところがございますけれども、審議会の委員改選に伴い、資料のとおり、委員の改選を行わせていただければと考えてございます。前期から変更点といたしましては、網かけになっておりますけれども、市民公募の委員であります小畑委員に入っていたく形になってございます。

説明は以上です。

○若松会長

ありがとうございました。ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問があれば御発言をお願いいたします。

特に御意見がなければ、ただいま御説明がありました自然共生部会の委員の方々に引き続き審議をお願いいたします。

次に、議題の2番目といたしまして、川崎市緑の基本計画の改定に関する考え方につきまして事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○みどり・多摩川事業推進課長

建設緑政局みどり・多摩川事業推進課、坂と申します。川崎市緑の基本計画の改定状況について御説明いたします。

資料２のファイルを御覧ください。１枚おめくりいただきまして、２ページを御覧ください。ページに関しましては、PDFのページ表示に沿って御案内させていただきます。

まず、１、検討状況につきましては、図のフロー図のとおり、昨年10月に改定に向け環境審議会に諮問させていただき、１月は改定に当たっての前提条件の整理を、３月には緑の目標と方針について、２回の自然共生部会での審議を終えたところでございます。

次に、３ページをお開きください。２、環境審議会の自然共生部会の委員につきましては、表のとおり、本審議会５名の委員に臨時委員２名を加え、部会長には、緑地環境学専門の飯田委員に御就任いただき、計７名で審議を進めております。

次に、４ページをお開きください。３、環境審議会自然共生部会における意見につきましては、第１回では、単なる緑の量の確保から一歩進み、川崎の環境の成り立ちや生物多様性を踏まえた価値共有、市民・企業・行政の横断的連携、若い世代を含む市民参加の再設計が重要であるといった意見をいただきました。あわせて、当日、臨海部から丘陵部まで市内の代表的な緑を視察していただきました。２回目では、緑の減少傾向を反転させる明確な目標設定の必要性や、今後、都市開発や人口動向との整合、農地・斜面緑地・既存緑地の保全と活用、エコロジカルネットワークの強化の重要性が指摘されました。

続いて、５ページを御覧ください。こちらが新たな緑の基本計画となりますが、(1)は現行の緑の基本計画における緑化フェアまでの取組を整理したものでございます。

(2)改定における前提条件については、ア、総合計画及び併せて策定されたみどりの将来像、イ、国が策定した緑の基本方針、ウ、現行計画における成果と課題です。数値目標につきましては、①緑の総量、②緑の満足度などは数値目標を超えていますが、④の緑の活動への参加意向は未達成となっております。右側、エ、市民・有識者・大学生のみどりへの想いをまとめておりまして、市民アンケート、みどりのカタリバにおけるワークショップやトークイベント、大学生の講座などにおいて、幅広く意見をいただきました。

下の段でございます。(3)強化すべき視点として、生物多様性の保全に資するみどりのまとまりやつながりなどから、かわさきフェアのシンボルマークに込められた意味を踏まえ、７つに整理をしてございます。

続いて、6 ページを御覧ください。(4)計画期間につきましては、年表の上段のとおり、本市の緑の分布の推移、下段に主な出来事を示しておりますが、右側のオレンジの矢印のとおり、計画期間は、2028年から2037年までの10か年の計画といたします。

続いて、7 ページを御覧ください。(5)計画の対象につきましては、都市公園、樹林地、農地、緑道、河川、運河などの自然的環境資源、さらに緑の多様な機能や効果、多様なレクリエーション活動等の活用を含んだものとします。なお、表記については、これまでの漢字の「緑」から平仮名の「みどり」に改めてまいります。左側の表には、みどりに関係する名称についての定義を整理し、右側の図には、みどりの対象イメージをお示ししてございます。

続いて、8 ページを御覧ください。(6)改定に向けた考え方につきましては、図のとおり、左側のみどりの将来像に掲げる「人と自然が共生する幸福な社会」の実現に向けて、①生物多様性につながるみどりの基盤づくり、②みどりをつなげる人の輪づくり、③みどりの価値を実感できるまちづくりの3つの基本施策を柱として、7つの強化すべき視点を踏まえ、右側のそれぞれの個別施策を検討してまいります。

続いて、9 ページを御覧ください。(7)川崎市の緑の総量については、ア、本市の緑の成り立ちを示したものでございます。右下の図は、二ヶ領用水の水路網の整備により、かつて江戸時代後期から明治初期までは、市域の大部分が農地となっていたことが、明治時代以降、市街化が進み、緑が一貫して減少していったところでございます。

続いて、10ページを御覧ください。イ、緑の基本計画と緑の総量として、本市が緑の基本計画の策定を始めてからの緑の量の変遷となります。1993年に緑被率をモデル地区の調査で推定した時点、年表中段の緑の矢印のとおり、27.2%、その後、調査指標を改め、300平米以上のまとまりのある樹木の集団、農地などの自然的環境資源の割合として、2006年から5年ごとに行ってきたモニタリング調査にした数値につきましても、一貫して緑の量が減少し、2020年の調査においては、市域面積の24.3%となっております。

続いて、11ページを御覧ください。緑の基本計画と緑の総量につきましては、1995年の策定時から、市域面積の30%以上の緑の面積の確保を目指しておりましたが、2008年の改定時から、施策展開面積の合計を目標値としたところでございます。2018年の現計画の緑の量の目標は、市域面積の30%以上となっておりますが、施策展開の積み上げにより総量を捉えたものでございまして、例えば保全緑地と公園などで施策間で重複計上がありますので、今回改めて実面積として緑の総量の目標に再挑戦してまいります。

続いて、12ページを御覧ください。(ア)緑の量の目標値については、左側の枠の緑の総量に求める事項として、①市が目指すべき緑の総量を示す、②市民が育てる緑の反映などの5つを満たす目標値とすべきことから、具体的な指標として、右側の緑の上段枠の中ですけれども、①市域の緑の総量を示す指標につきましては、自然的環境や樹木、草地などの総量を対象とする緑被率の導入を検討します。

次に、右側の下段、②強化すべき視点を踏まえた指標の評価・検討につきましては、暑熱対策や大気汚染物質の吸着量、樹木の形状の管理等も反映できる可能性のある樹冠被覆率の導入を調査・検討してまいります。

続いて、13ページを御覧ください。(イ)緑の対象範囲については、図に緑の対象範囲イメージを示したものでございまして、新たな緑被率のイメージや樹冠被覆地について示してございます。

続いて、14ページを御覧ください。(ウ)緑被率の目標設定の考え方については、緑の総量については、国の基本方針を踏まえ、緑被率30%以上を目指すこととなりますが、達成すべき目標については、2050年の緑の将来像の達成に向け、2037年、2040年を通過点として考えまして、決定をしてまいります。なお、最難関の目標は、100年以上続いた緑の減少傾向を反転する年次を決めることとでございます。

続いて、15ページを御覧ください。緑被率の減少傾向からの反転の可能性につきましては、左側の市域の固定資産概要調書のデータから作成したグラフのとおり、緑色、黄緑色の山林原野、田畑の減少傾向は収束する傾向となっています。また、右側のグラフのとおり、各施策の取組状況を確認すると、緑化地については、宅地等の開発に伴い、約1000ヘクタールが保全・創出されており、本市の最大の緑の構成要素であり、この在り方が重要で、市街地の緑化地における担保性や質の向上に力を入れる必要があると考えております。

続いて、16ページを御覧ください。エ、新たなみどりの基本計画の目指す都市構造については、(ア)レイヤイメージによる整理を進めているものでございまして、最下層に広域的な地形・流域、その上に緑の地形・流域、その上にみどりの拠点、みどりの軸であるネイチャーハイウェイ、さらに、エコロジカルネットワーク、グリーンコミュニティの形成を重ねて、相互の関連性など把握しながら整理してまいります。

続いて、17ページを御覧ください。新たなみどりの基本計画の目指す都市構造について、市域の特徴を航空写真上に整理したものです。

続いて、18ページを御覧ください。新たなみどりの基本計画の目指す都市構造イメージにつきましては、資料の今回表紙にもございましたが、レイヤイメージと市域の特徴を踏まえ、こういったイメージスケッチというものを今後作成して、さらに分かりやすいように描いていきたいと考えております。

最後に、19ページ目を御覧ください。オ、スケジュールにつきましては、今年度については、右側の下段のとおり、都市構造や緑の主要施策の検討、それから、都市公園、緑地、農地、こういった個別施策の検討を進めまして、今年度末に計画素案を取りまとめ、2027年度末の計画改定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○若松会長

ありがとうございました。御丁寧な説明だったと思います。かなり長期にわたる計画ですので、今日お集まりの委員の皆様から様々な御意見をいただいて、よりよいものにしていければと思います。今回は中間報告ということですので、御意見をいただければ、今後の内容の充実化に向けて役立つと思いますので、ぜひいろいろな立場の方々から御意見、御質問をいただければと思います。少し時間を取っていますので、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。リモートの方も含めて、挙手ボタンを押していただければ御指名しますので、よろしく願いいたします。

○渥美委員

どなたに向けて言っているかわからないのですが、今、私は東京で、就農をサポートするような仕事をしているのですが、農地が漸減していくというデータが各所に出ていました。東京だと、社団法人東京都農業会議みたいところが活動していて、2009年に初めて新規就農者が1人出て、その後、毎年毎年、数十名の就農者が出てきている、そういう事実が出てきています。過去の議事録を拝見すると、相続によってどんどん農地がなくなっていくというような状況があると伺いました。なので、それで言うと、川崎市においても、農地は東京都における農地よりも10分の1以下の面積と聞いていますけれども、そういうような対策をこの中に取り込んでいけば、長期的にかかることだと思うので、いかがかなと思ったので、一言申し上げました。

以上です。

○若松会長

事務局のほうで今の御質問に対しましてお考え、よろしくお願いいたします。

○みどり・多摩川事業推進課長

ありがとうございます。確かに農地のほう、相続で、どうしても手放さなければいけないという課題がございます。そういう意味では、委員御指摘のように、新しい就農者を募るという発想、今までは何か民間に貸し出したりしていくというような議論が割と多かったのですけれども、新しい方に従事していただくというような視点、今回新たにいただきましたので、そういったことも踏まえて、今後議論の中で進めさせていただければと思います。

○関口委員

私、専門じゃないので、気になった点というところで御質問させていただきますが、私、大気が専門なんですけれども、今後、温暖化とか、大気も含めて、水もそうですけれども、この先の、この長い期間の間に、気候とか、環境の側も変わっていく。それに対して、緑を増やしていくときの緑の種類、例えばどういう樹木をやっていくのかとか、環境に適応したようなものを考えていくのかとか、あとは、グリーンカーテンのような都市部とかの温暖化を抑制するための緑を加えていくのかとか、どういう緑を増やしていくのか。要は緑しかないので、その緑の中の種類みたいなものというのは検討の中に入っているんじゃないかな。

○若松会長

温暖化が急速に進む中で、これまでの考えと違う考え方も必要かと思うので、その点に関して御説明をよろしくお願いいたします。

○みどり・多摩川事業推進課長

ありがとうございます。確かに緑のいろいろな形状によって、例えばCO₂の吸収とかも生育状況によって変わるというような御指摘もございます。先ほど御紹介した、今後、緑を増やしていくということになりますと、緑化地を新しくつくっていくということにな

ろうかと思いますが、ネイチャーポジティブというか、地域の在来的な植生、そういった種類を植えていく、日本にもともとある、洋物の園芸種を入れるというような視点もございますが、そこはなるべく地域種を入れることによって、生物多様性にも寄与するというところがまず1つ切り口としてございます。

それからあと、樹種については、緑の創出する場所によっては、確かに園芸種みたいなもので華やかにしていくということもあろうかと思いますが、基本的には立地状況に応じて選定していくようになろうかと思います。あとは、樹林地などについては、先ほど申し上げたように、適正な管理をきちっとすることによって、大気汚染とか、そういったものに寄与するということです、管理の若返りも視点としては大事だと思ってございます。本来、二次林ということになっていきますけれども、ずっと一定程度手をつけないと、極相林というか、常緑樹になっていくということで、臨海部でもそういった場所もありますけれども、そのあたりも適正な管理をすることで、CO₂とか、大気汚染に対する効果も変わってきますので、管理というのは大事なかなと思ってございます。

○関口委員

ちょっと思ったのは、後半の管理の部分というのが意外と思ったよりやれるかなと思っていて、最初の地域種とかを復活させるとかという話なのですが、そもそも環境状態が変わってきて消えていった植物の調査みたいなものというのはできているんでしょうか。つまり、復活させようとしても、場所とか、都市化の中ではそもそも育つことが難しい植物は意図的に代えていかないと、なかなかもともとの植生を増やそうとしてもそれは増えないという方向に行くんじゃないかなという気もするんですけれども、そういうところの調査とか、いわゆる歴史の変遷の中でどういうふうに植生が変わってきたかという調査というのは行われているんですか。

○みどり・多摩川事業推進課長

植生調査については、今、現状の把握で、保全配慮地区という、北部エリアのほうでは、緑地カルテというのを持って、その都度、5年置きに緑地の優先度を定めまして、植生状況をずっとランクづけして把握はしてございます。ですから、そういったものをひもといていくというのも、1つ経過を追う手だてになっているかと思っています。

○関口委員

計画としては素晴らしいので、ぜひ進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○横山委員

今回から委員になりました横山といいます。よろしくお願いいたします。

資料の11ページのところでお伺いしたいところがありまして、ここの中に、1995年と2008年、2018年と比較されているような形になっているのですが、内訳の区分が違っているので、何がどう増えたり減ったりしているのかとかがほとんど分からないので、そこはもし比較していくのであれば、同じような区分に整理をどこかのタイミングでされたほうがいいのかと思っております。緑の目標のところは30%以上となっているのですが、30%と言っても、どこか1個が30で、あと全部ゼロでいいのかという話ではないと多分思うんですね。そうすると、どのあたりの比率が望ましいといいますか、現時点では目標値にしたいのかとか、先ほど関口委員からも言われたような、今後どういうふうに戻していくとか、そういうような全体像みたいなものが、ここの中の30%の内訳の中にきちんと今後の見通しの中ではあったほうが望ましいのかなと思っております。それについての何らかの検討状況とかがあれば御教示いただきたいのです。

○若松会長

確かに区分が変わってきているので、長期のトレンドとかを見るのは難しいような気がしますので、表現の仕方とか、全体の量についての把握の方法とか、今の御質問に関連してお考えがあればよろしくお願いいたします。

○みどり・多摩川事業推進課長

ありがとうございます。確かに10年置きに改定を今進めさせていただいておりまして、その際に、1995年のときはまだ全域ということではなくて、一定のモデル的なものを積み上げて、それでこの左側の項目が、大体このぐらいだろうという推定値になってございました。その後、2008年になりますと、それぞれ施策をメインにして、例えば緑地保全地区等の保全施策を何ヘクタール打ったとか、農業関係のエリアとしては、農業振興地域であったり、生産緑地であるという、細かく定義づけたり、あと、公園の整備はどうかと

ということで、事業施策ごとにここでも目標値を設定して、それを足し合わせたものがここに反映されているという認識でございます。その後、2018年になると、もう少し枠組みを細かくしていたものを少し大まかな設定にして、ただ、やっていることはほぼ同じでございまして、樹林地という定義の中に全て保全施策を入れているということで、特別緑地保全地区以外の緑の保全地域とか、もうちょっと規制が緩いような制度も全部入れて定義をしているということでございまして、2008年と2018年、内容は変わらないんですけれども、枠組みを少し大まかな枠を表現しているということでございます。そういう中で、30%以上、水面とか、河川とか、運河を入れてということになりますけれども、目標を設定してきたところです。ですので、今後につきましても、これから今年度、各個別施策の議論になってまいりますので、そういう中で、例えば公園の整備はどういうふうに今後進めていくか、緑の保全の網をかけたりするのはどういうふうにしていくかというのが、議論をしていただきまして、そうした中で総量か把握できるということになります。

ただ、今回、我々が目指すのは、施策の積み上げではなく、純粋な緑の覆う面積、これを総量として今後捉えていきたいということでございますので、今までと施策の積み上げと実際に衛星写真とかで撮った緑のパーセント、そこは一線を引かなくてはいけないということになりますが、施策の積み上げもきちっと議論していくということでございます。

以上でございます。

○若松会長

よろしいでしょうか。なるべく過去からこれまでの経緯が簡単に分かるような表現方法もぜひ考えていただければ、市民の方も理解しやすいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○みどり・多摩川事業推進課長

かしこまりました。ありがとうございます。

○馬場副会長

私も大変意欲的な計画と思って受け止めております。あまり詳しくないのですが、今回、ウェルビーイングを重視されている、非常に大事なことだと思います。これからの検討かと思うんですけれども、ウェルビーイングの捉え方というのが、総量の増大だ

けなのか、あるいはもう1つ指標を新しく入れるというお話もされていましたが、そういったところの新しい指標をウェルビーイングと結びつけていくのかというあたりのことが、いまの段階では分かりにくかったかなと、私の勝手な印象ですが、ありますので、もしこういうことがこの計画で目指すウェルビーイングなんだということがあれば、端的に教えていただけるとありがたいかなと思って聞いておりました。

○若松会長

大変重要な総量の話と指標の話と両方ありましたけれども、事務局、お答えをよろしくお願いいたします。

○みどり・多摩川事業推進課長

ウェルビーイングということになりますと、今回、臨時委員に坂倉委員に入っていておまして、実際にどこまでウェルビーイングというのを捉えていくかという、主観的に幸福度とかを、川崎市に住んでいて、あなた、幸福ですかとかというような聞き方もあるということなのですが、緑だけでそこまで全体の市域の行政の評価もあるのですが、まずは第1ステップとしては、間接的な満足度というのを、例えば緑に日頃接している回数とか、あるいはお住まいになっているところが自然が豊かで、例えば、これ、文献で、鳥のさえずりがよく聞こえているところは、お金の価値、経済的な裕福度よりも、ウェルビーイングに寄与するとかというような研究論文もあるそうなんです。ですので、ある意味、緑に接する機会をどのように市民が享受して、その回数がどの程度頻度が上がっていくとかという、まずは間接的な指標を捉えつつ、あるところで主観的なものを聞くとか、そこのバランスを取りながら評価していくという議論は、昨年させていただいたところがございますので、目標設定についても今後また個別施策が積み上がった段階でチェックしながら、評価の指標をつくっていければと思っております。

以上です。

○小畑委員

小畑です。よろしくお願いします。共生部会のほうにも参加させていただきますので、そちらのほうでも発言させていただきたいと思うんですが、今回特に強調されていたのが、緑被率のところ、客観的に見ていこうと。これはこれですごくいいことだと思う

んですけれども、一方で、最初のところに、市民をはじめ多くの方々の声を取り入れていくという動きと、下手をすると反対の関係になってしまいかねないと。今御説明いただいたように、やはり市民の方が能動的に参加することによって緑がどう増やしていくかとか、あるいは満足を感じていただけるかということと、緑被率と、必ずしもダイレクトにつながようとするとなかなか難しいところがあるので、パラでも構わないと思いますけれども、両方の指標なりを目標値として設定したほうがいいのではないかと思います。

○若松会長

貴重な御意見ありがとうございます。そのとおりだと思います。

○みどり・多摩川事業推進課長

かしこまりました。ありがとうございます。そういった指標の考え方もおっしゃるとおりだと思います。

○渥美委員

地方自治体でウェルビーイングを取り入れられた事例として、CRMベストプラクティス賞というのがあって、そこで昨年、福井の越前市がウェルビーイングを市政に取り入れたという事例がありますので、調べていただければ、その内容、どういうふうに指標をつくったかというのがある程度そこでやられたことが分かると思いますので、共有までということ。

○みどり・多摩川事業推進課長

ありがとうございます。調べさせていただきます。

○若松会長

坂倉委員がリモートで参加されているので、御意見があれば。共生部会のこのあたりを御担当されていたんでしょうか。さっき、委員のお名前を出されていたので、もし御意見があれば、リモートで参加されている坂倉委員、お願いします。

○坂倉委員

まず、こういった概況の指標として、ウェルビーイングという指標を使っていくということは非常に重要なことだと思っています。今、議論があったように、この計画の中でどういうふうにウェルビーイングの指標を活用していくのかというのは、決まったやり方が1個だけあるというよりか、その都度、事務局からも御説明があったように、主観的な評価として入れていくのか、主観、客観、両方でウェルビーイングを取る人が多いですけども、客観的な評価が量だけではなくて、接触機会とか、意識とか、あるいはウェルビーイング、緑に触れて幸福感が高まる要素とか項目をちゃんと抽出して、それが十分に満たされているのか。要は何をするのかの前に、どういう判断基準を設定して、それに向けて施策を行って、最終的にどう評価するかという、全体的なセットで考えていかないと、ある質問票とか指標を当てはめて、いい悪いとか、そういうことを拙速に判断するのはあまりよくないと、じっくりいろいろ検討しながら進めていったほうがいいのではないかと話をしています。私からの補足みたいになってしまいましたけれども、そのように考えています。

○若松会長

ありがとうございました。突然御指名して失礼いたしました。

ほかに4、5分、予定の時間が残っていますので、御意見とか御質問がありましたらよろしくをお願いします。

○関口委員

今のいろいろな委員の方々の話を聞いていて思ったんですが、市民の方へ調査をするときの聞き方というので、満足度の、いわゆる客観性と主観性は随分変わると思うんですけども、アンケートの仕方というか、機械的にデータを取るのか、一人一人お話を聞きながら満足度を確かめるのかとか、調査の仕方で相当変わると思うんですが、その辺は何か今後の検討の中に入ってくるのでしょうか。

○みどり・多摩川事業推進課長

ありがとうございます。資料の5ページを御覧いただきますと、これまでにつきましても、中段の右側に（ア）市民アンケートがございまして、今回、市で全域で定期的に緑の満足度とか、同じ聞き方でずっと継続してウェブで1500人無作為抽出をさせていただく中

で、こういった満足度はどうですかとか、緑の活動に関わる度合いとか、同じような聞き方で、今、質問項目は載せてごさいませんが、ずっと継続してやってきているところでごさいます。あとは、ワークショップとか、こういう中で、御参加いただいた方の御意見とかも含めて意見は抽出しているところでごさいますけれども、例えば緑の活動に参加できますかというのと、参加したいですかとか、聞き方によって全然変わってしまうようなことがありますので。

○関口委員

ちょっと思ったのは、時代が変わると生活パターンが変わるので、昔は近くに自然があるかどうかのほうが重要でアンケートに答えていたのが、今は例えば子どもを連れて、少し離れた場所の整備されたショッピングモールの緑じゃないですけれども、キャンプ場の緑だったり、整備されたところに行くということが、緑との関わりという形で、生活パターンと今の環境状態が今後、この先、何十年で変わってくるわけで、そうすると、触れましかつたかという、いや、近くにないから触れていないよ、でも、触れにいきましかつたかというたら、行きましたということかもしれないですし、今までとは生活パターンが変わったときに、聞き方が変わると、多分、ウェルビーイングとの関係とかも相当変わるんじゃないかという気がして、いわゆる指標としての考え方と、直接お伺いをする市民の方の感情の捉え方というのは並行して考えないと難しいかなというところが気になったということで、よろしくお願いします。

○若松会長

ありがとうございます。貴重な御意見だと思います。ぜひ今後の市民の方の意識の把握の手法についての宿題として御検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○宮野委員

宮野でごさいます。私は川崎市の飛び地、岡上から今日参りました。岡上は特別緑地保全地区がたしか7か所か8か所ございまして、緑は非常に多いところですよ。農業振興地域、50%ほどございまして、緑をキープする意味では非常に貢献しているのではないかなと思うのですが、逆に緑を維持するということで、客観的に皆さんが見ている形で

はなくて、維持するのは物すごい労度がかかりますということを皆さんに知っていただきたいのです。私、農業もやっていますけれども、農地を維持するのも結構大変ですし、それから、山林を維持するのも結構大変です。

実は私、子どもが娘が2人しかおりませんので、私が死んだ後は娘たちにいろいろと心配をかけたくないということで、2年前に特別緑地保全地区の一角にありました山林を川崎市に寄附しました。寄附するに当たり、地元の道路公園センターが見に来て、道路脇の木は全部切ってください、それから、ちょっと危ないところは全部きれいにしてから寄附してくださいねと言われまして、川崎市からお金を少し出してくれるんですかと聞きましたら、そういうのは一切ない、全部自分で出して、それで寄附してくださいということで、早くしたほうがいいと思いまして、全部自分で業者を雇って、クレーン車を入れて切ってもらいましたけれども。私の隣の山林を持っている方々も、その維持が物すごい大変なんですね。特別緑地保全地区に登録されると、市から多少お金が出るんですけれども、そのお金の多分10倍20倍というふうに維持する費用がかかります。ですから、緑を維持するには非常に大変だということを皆さんに知っていただきたいとともに、川崎市のサポートももう少しいただけないのかなというふうに思った次第です。

○若松会長

大変重要な御意見だと思います。今の御意見に対しまして、事務局のほうでお考えがあれば。今すぐではなくても、今後考えるべき手法とかが何かお考えがあればお話しいただければと思います。

○みどり・多摩川事業推進課長

そのような事実をお伺いしまして、御寄附もいただいたということで、現状の寄附の考え方に沿った対応になっていたのかと思いますけれども、確かに今後、将来像に掲げたように、緑のつながりとか、そういったものを考えていったときに、農地とか、緑地を維持していくということに対して、行政として、今までの支援にもう少し、地権者様の意向に沿うような支援の方法をこちらも考えていかないと、なかなか保全が進まないと思いましたので、こういった議論もまた進めさせていただければと思います。私どもも管理していくためにはお金が必要だということは今回の議論の中でございましたので、検討させていただきます。ありがとうございました。

○若松会長

大変重要な部分だと思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。

大体予定している時間が過ぎたんですけれども、何か御意見とか御質問があれば、事務局宛て、委員の皆様からメール等でお伝えいただければ、それは反映していただけたと思いますので、今日のところはこれに関する議論はこれくらいでやめて、次の議題に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、次の3番目の資料3に基づく議題につきまして、今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について（答申）を踏まえた取組に関して、事務局から御説明をお願いいたしたいと思います。

○環境対策推進課長

環境局環境対策部環境対策推進課長の中島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料3を御覧ください。今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について（答申）を踏まえた取組について御説明させていただきます。

2ページを御覧ください。諮問の経緯と環境審議会からの答申のポイントでございます。ここでは簡単な御説明とさせていただきますが、答申概要版を7ページ以降に参考資料として添付してございますので、必要に応じて御覧いただければと存じます。

まず、諮問の経緯といたしましては、これまで法令規制の取組により、一部の項目を除いて環境基準を達成するなど市内の大気・水環境は大幅に改善しましたが、さらなる環境負荷低減のためには、法令規制の取組だけでなく、事業者の自主的な取組も重要になってまいります。そこで、さらに事業者へ自主的取組を促していく制度について検討していく必要がございましたことから、令和6年5月に環境審議会へ諮問をさせていただいたところでございます。

環境審議会からいただきました答申のポイントといたしましては、事業者の自主的取組の在り方を検討する上でポイントとなる3つの取組を御提示いただき、この取組によって環境配慮の取組が市内全域の事業者へ広がっていくことを目指すよう御提言いただきました。また、上記以外の主な御意見といたしまして、事業者への説明会等の定期的な開催や、環境配慮の項目を時流に合った内容に改善といった御意見もいただいたところでござ

います。

答申いただいたこれらの内容を踏まえた具体的な取組につきまして、次のページ以降で御説明いたします。

3 ページを御覧ください。事業者の自主的取組の促進に向けた取組でございます。まずポイント1、環境配慮を深め広げる取組といたしまして、この4月に、環境配慮事業所宣言制度を創設いたしました。事業の概要といたしましては、条例等で義務づけする取組ではなく、環境配慮に取り組んでいる事業所が自ら宣言できる制度でございまして、宣言していただいた環境配慮の取組を市ホームページで紹介することで、優良事例の取組を他事業所へ横展開し広げていき、中小規模の事業所も無理なく環境配慮の取組を実践していただくことを目指しております。

4 ページを御覧ください。同じくポイント1の取組である環境行動事業所の認定要件拡大でございますが、環境行動事業所制度とは、事業所の環境管理・監査の体制を確立している事業所を評価する制度でございまして、認定されますと、市公害防止条例の変更許可申請や一部届出が免除される制度でございます。これまでの認定要件は、ISO14001を取得している事業所でしたため、比較的大規模な事業所が対象でございましたが、規則改正を行いまして、この4月から、エコアクション21を取得した事業所、そして、市公害防止条例に規定している環境負荷低減行動計画書により、計画、報告を2年ごとに市へ提出する事業所も新たに対象に加えました。これにより、中小規模の事業所も申請しやすいものとなったと考えてございます。

5 ページを御覧ください。また、環境行動事業所の支援策の拡大といたしましては、環境行動事業所に認定されますと、経済型支援といたしまして、販路開拓の取組に要する経費を補助する「がんばる中小企業応援補助金」の上限額が20万円から25万円にアップするほか、広報型支援といたしまして、川崎国際環境技術展に環境行動事業所を紹介するブースを市のほうで出展する予定としてございます。

続きまして、ポイント2、地域の特性・課題を踏まえた取組でございますが、ウェブ版「環境配慮サポート情報かわさき」を創刊いたしまして、市のホームページに新しくポータルサイトを開設し、地域の特性に応じて事業者へ情報を提供しております。

6 ページを御覧ください。ポイント3、事業者の負担を減らす取組といたしまして、市公害防止条例により提出義務があります環境配慮書制度及び環境負荷低減行動計画書制度につきまして、規則改正を行い、4月から様式を見直しました。

青枠内を御覧ください。環境配慮を現状に沿った項目に改正し、また、温暖化対策や廃棄物対策など、他条例で市に報告されている項目については、報告内容が重複しないよう整理いたしました。そのほかにも、事業者への普及啓発といたしまして、日常的に環境配慮の取組をサポートするため、今年2月に事業者説明会を開催しておりまして、また、今後も定期的の実施してまいりたいと考えているところでございます。

資料3の御説明につきましては以上でございます。

○若松会長

ありがとうございました。ただいまの御説明にいたしまして、御意見、御意見がありましたら、御発言、よろしくお願いいたします。

○佐藤委員

今年度より市民委員となりました佐藤と申します。

私、ふだんは、業界団体で、環境政策や事業者様との調整のお仕事をさせていただいております。この資料を拝見させていただきまして、制度の趣旨、大変重要だということが分かりました。

コメントになってしまいますけれども、3つほど申し上げますと、3つポイントとしては、宣言だけで終わりやすいというところが、どうしても環境の部分についてはあるのかと思っております。

また、2点目に関しましては、中小企業の方への負担感ですとか、認証の取得のメリットがどうしても見えにくいなというところが感じている部分でございます。

3点目といたしまして、こちら、もちろん事業所の話ではございますけれども、こうやって頑張っている事業所の方を、私も一市民でございまして、市民の方へ認知していただけると、非常にイメージのアップにつながるのではないかと思います。こういったところを踏まえまして、解決策というか、今後の方向性としてぜひ取り入れていただきたいというところでございまして、どうしても宣言だけで終わりやすいというところに関しては、丁寧に事業者の方に、簡易のKPIですとか、進捗が見えるような形で御支援をいただきたいと思います。また、インセンティブに関しましても、金銭的なインセンティブがございまして、また、役所の入札や調達などの評価で、少しでも事業者の方に、やってよかったなと感じていただけるものがあるといいのかなと思っていま

す。

また、私も中原区民でございまして、川崎市や中原区のペーパーで来る広報紙を毎月楽しみにしておりますけれども、こういう展示でやっていますというところで見ると、手に届いて分かるというところは、ポスティングされていると思うんですけども、そういったところでもぜひ御紹介いただけると、こういったことを川崎市の事業者の方は頑張っているんだということも市民の方に届くのかなと思っていますので、現場の方の人的な余力というところはやはり限られていますので、参加のしやすさを両輪で考えていただけるとよろしいかなと思います。

以上です。

○若松会長

ありがとうございました。取組を進めるに当たっての支援とか、企業側のインセンティブ等について、貴重な御意見だと思います。事務局のほうからそれに対するお考え、よろしく願いいたします。

○環境対策推進課長

ありがとうございます。まず、宣言制度について、一回宣言すると、宣言で終わってしまうことも多いという御意見をいただきましたので、こちらにつきましては、宣言をいただいて、それで終わりにならないように、資料3ページに環境配慮事業所宣言制度、下のほうに図がございますけれども、認証書を発行した後も、取組結果の御報告をいただいたりとかという中で、事業所へのサポートを継続的に行ってまいりたいと考えてございますので、委員の御意見を踏まえまして、取組を進めてまいりたいと考えてございます。

また、中小企業様への負担感ですとか、あとメリットみたいなところも、今回、経済的なインセンティブといたしましては、5ページにお示ししました「がんばる中小企業応援補助金」を御用意させていただいたところですけども、そのほかも、ここに予定している川崎国際環境技術展の出展のほか、いろいろな形で、委員がおっしゃった、取りにいくものでなくて、市民の方に届くような広報を今後も検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○若松会長

ありがとうございました。これは報告事項ですので、今後、実施に当たって、さらに、こんなアイデアはどうかということがもしあれば、追加でメール等でお知らせいただければと思います。

若干時間が押していますので、次の議題に移りたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

次の議題4ですけれども、川崎市一般廃棄物処理基本計画等の改定の考え方について（答申）を踏まえた計画の策定について、御説明をよろしくお願いいたします。

○廃棄物政策担当課長

環境局生活環境部廃棄物政策担当の鈴木と申します。それでは、川崎市一般廃棄物処理基本計画等の改定の考え方についての答申を踏まえて策定しました、川崎市循環型社会形成推進計画について御報告いたします。

資料4を御覧ください。2ページを御覧ください。計画策定までの経緯、環境審議会からいただいた答申の概要、計画の主なポイント、最後に、答申から行政計画とした際の主な整理点について御説明いたします。要点を中心に御説明させていただきます。

3ページを御覧ください。初めに、計画策定までの経緯でございます。本市では、平成28年3月に一般廃棄物処理基本計画、令和4年3月に産業廃棄物処理指導計画を策定し、取組を進めてまいりました。一方、国においては、循環経済、いわゆるサーキュラーエコノミーへの移行が国家戦略として位置づけられるなど、脱炭素、資源循環をめぐる社会環境が大きく変化してございます。こうした背景から、令和6年5月に計画の考え方について環境審議会へ諮問し、答申を踏まえて、令和8年3月に本計画を策定したところでございます。

4ページを御覧ください。環境審議会からいただいた答申の概要でございます。資源循環の推進や循環経済への移行に向けまして、12年間の方向性を示す基本計画と、4年間で取り組む具体的事業を位置づけた行動計画による2層構造とすることが示されました。また、計画の考え方としまして、2050年のあるべき姿の明確化、一般廃棄物と産業廃棄物を包含した資源循環施策、効果が高い事業の重点化、この3点を踏まえることが重要とされております。

次のスライド以降で、3つのポイントを簡単に御紹介させていただきます。

5 ページを御覧ください。ここからが計画の主なポイントでございます。まず、2050年のあるべき姿の明確化でございます。資源循環と脱炭素が同時に進む都市の姿を、図やイメージを用いて具体的に示し、市民、事業者、行政が共通のイメージを持てる構成としております。臨海部では、素材産業において廃棄物を原材料やエネルギー源として再利用し、産業の脱炭素化を進めると同時に、資源循環の拡大を実現する姿をイメージしております。市街地では、地域のエネルギーセンターとして最適化されました廃棄物処理施設が立地するほか、シェアリングやアップサイクルなどが家庭にも当たり前のように浸透することで、地域の資源循環、循環経済、脱炭素に貢献する姿をイメージしております。

6 ページを御覧ください。目標として、一般廃棄物と産業廃棄物について、さらなる資源循環に向けた目標を5つ設定しております。

続きまして、7 ページを御覧ください。施策体系を一般廃棄物と産業廃棄物を包含した形としておりまして、5つの基本施策の下、20の施策があり、取組を一体的に進める構成としております。

8 ページを御覧ください。重点事業の設定でございます。61の具体的事業のうち、特に効果が高い取組を重点事業として7事業設定しまして、特に力を入れて進めていくこととしております。

9 ページを御覧ください。最後に、行政計画として整理した点と今後でございます。答申の考え方は、計画全体に反映した上で、4年間の行動計画を位置づけたこと、災害時における安全・安心な廃棄物処理体制を重点に追加したこと、市民に分かりやすい写真やコラムを取り入れたことを整理しております。

なお、参考資料といたしまして、6-1と6-2として、本計画の概要版と本編を添付しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

今後は、PDCAサイクルに基づきまして、進捗管理を行い、年次で環境審議会へ報告、公表してまいります。

以上で報告を終わります。

○若松会長

ありがとうございました。ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見、よろしくお願ひいたします。

○森委員

立教大学の森と申します。2点お伺いしたいと思うんですけれども、今御説明いただいたスライドの4枚目の(2)のところで、一般廃棄物と産業廃棄物の施策を包含した、枠組みにとらわれずに素材・製品別にリサイクルをすると、専門から見ると、結構チャレンジなことを書かれていると思う一方で、スライドの6枚目の具体的な目標値を見ると、一般廃棄物と産業廃棄物、それぞれ分かれて目標が立てられているかと思います。このあたりのここまでの議論を私は存じ上げないので、一般廃棄物と産業廃棄物の施策を包含したというのは、具体的にどういうところを表現されているのかということをお伺いしたいというのが1点目です。

2点目は、同じく6枚目のスライドで、目標3のところ、プラスチック資源の分別率の向上が、ほかの目標1、2、4、5に比べて、2倍にするというかなり野心的な目標を立てられていますけれども、これは何か製品プラとか、新しい分別回収を始めることを念頭にここまで上げるということなのか、そのあたり教えていただけると助かります。

○若松会長

よろしく願いいたします。一般廃棄物と産業廃棄物を包含した取組の内容と、プラスチック資源の分別の目標が大きいので、その具体的なやり方についてどうでしょうかということです。お願いいたします。

○廃棄物政策担当課長

一般廃棄物と産業廃棄物を1つの計画にしたところにつきましては、まず、こちらの国家戦略で位置付けられました循環経済への移行に向けまして、一般廃棄物と産業廃棄物の分けにかかわらず、素材・製品別に高度リサイクルの促進が重要であって、施策を包含しているといったところで、今回、本計画の中で1つの計画の中に両方を包含したような形を取ってございます。目標では、一般廃棄物と産業廃棄物、それぞれの目標になっているのですが、本計画の中にそれぞれの一般廃棄物と産業廃棄物の計画を合わせたといったところが特徴となってございます。

もう1点、目標値のプラスチック資源の分別率につきましては、比較的低い目標値が実績としてはなっているのですが、今後、資源循環等を含めまして、目標値を上げていくといったことが課題となっておりましたので、かなり野心的な目標にはなっているのです

が、これに向けまして、あらゆる施策を取りまして進めていくところでございます。

○若松会長

ありがとうございました。まだ御質問等あるかと思えますけれども、もう1つ議題が残っていて、あと10分ほどしか時間が残っていませんので、先ほどの議題と同じように、御意見等あれば、直接事務局のほうにお願いいたします。

今日最後の議題であります資料5に基づく御説明をお願いします。先ほどは基本計画についてのお話がありましたが、資料5は、第3期川崎市緑の実施計画の策定についての具体的なお話ですので、簡単に御説明いただければと思います。よろしくをお願いいたします。

○建設緑政局企画課長

資料5をお開きください。第3期川崎市緑の実施計画の策定について御説明いたします。

こちらは、今年1月に開催した令和7年度第2回川崎市環境審議会において、一度、策定に当たっての基本的な考え方までを報告させていただいておりますが、その考え方を踏まえ、昨年度末に取りまとめまして、公表させていただきましたので、その内容を説明させていただきます。

3ページを御覧ください。緑の基本計画は、先ほどの改定の状況について説明がありましたが、都市緑地法、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づくもので、現在の計画は令和9年度までの計画となっております。緑の基本計画と緑の実施計画との関係は、左下の図に示すとおりとなっております。緑の実施計画は、同条例第9条第1項に基づいて策定する緑の保全及び緑化の推進のために実施する施策に関する計画で、緑の基本計画に位置づけている実施施策等の中から、牽引役となる事業をテーマ別に分類し、リーディング事業として位置づけております。緑の実施計画の実施状況については、条例第9条第2項に基づいて毎年度環境審議会に報告しております。右の表に示すとおり、第2期実施計画は、令和7年度までとなっていることから、緑の基本計画の計画期間と合わせて令和8年度から令和9年度までの2か年を計画期間とし、第3期実施計画を昨年度末に策定いたしました。第3期実施計画の策定に当たっては、第2期実施計画の対象期間における事業の進捗を確認するとともに、総合計画の見直しなどの次期計画に関連する取組を踏

まえて見直しを行いました。

5 ページを御覧ください。ここからは、第 2 期緑の実施計画の取組と成果を 7 つのリーディング事業ごとに示しており、8 ページにおいて事業の総括を示しております。

9 ページを御覧ください。緑の実施計画見直しに関連する取組です。これまでの取組や全国都市緑化かわさきフェアの開催等を踏まえ策定した川崎市総合計画第 4 期実施計画や、フェア閉会式におけるみどりの KAWASAKI 宣言の実現に向けて取りまとめた川崎市みどりの将来像、全国都市緑化かわさきフェアを契機として生まれた取組を見直しに関連する取組としております。

10 ページを御覧ください。以上の関連する取組から、下に示すとおり、3 つの基本的な考え方をまとめました。1 つ目が、協働・共創による取組の推進で、フェアを契機として、協働・共創の取組による都市緑化やグリーンコミュニティ形成の一層の推進を図ります。2 つ目が、つながりやまとまりを意識した緑の空間づくりで、川崎市みどりの将来像の柱の一つである緑のつながりの形成に向けて多摩川や多摩丘陵などの保全や活用の推進、生物多様性の配慮、意識向上等に向けた取組を推進します。

3 つ目が、緑を活かした地域価値の向上で、立地特性や地域ニーズを踏まえた、都市の価値を高める、魅力ある公園緑地づくり進めるとともに、安全性・快適性向上に向けた計画的な緑の維持管理を推進します。なお、見直しに当たっては、緑の基本計画改定作業中であることも鑑み、第 2 期緑の実施計画の内容を基本といたしました。また、第 3 期実施計画の進行管理については、各事業の実施状況を適宜緑の基本計画の改定の参考にしてまいります。

以上の基本的な考え方を踏まえ、リーディング事業のテーマを統合・名称変更を行い、6 つのリーディング事業に取りまとめました。

13 ページを御覧ください。ここからは、基本的な考え方にに基づき、第 3 期実施計画におけるリーディング事業ごとの主な取組をまとめております。その中でも特にリーディング事業の統括、変更した協働・共創によるみどりのまちづくりの推進について御説明させていただきます。

右の写真に示します、子どもたちの育てた花苗による公園やまちなかの緑化など、市制 100 周年の全国都市緑化かわさきフェアを契機として、人のつながりをさらに広げる協働・共創の取組を推進し、緑の多様な効果や緑と人のつながりを実感できる環境づくりを進めてまいります。また、令和 9 年（2027 年）に横浜市で開催される国際園芸博覧会へ出

展、参加し、本市の魅力や先進的な取組を発信してまいります。

19ページを御覧ください。緑の基本計画に位置づく40の実施策について、それぞれ、今後2年間の具体的な事務事業等を位置づけております。それぞれ進捗管理を行うとともに、リーディング事業を中心に実施状況を審議会に報告してまいります。

第3期緑の実施計画の策定についての説明は以上になります。

○若松会長

ありがとうございました。ただいまの御説明に対しまして、御質問、御意見等がありましたら、御発言、よろしくお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

ありがとうございました。これで本日の予定した議題は全て終わったわけですが、その他が残っていますが、もし委員の皆様から何かありましたら。また、事務局のほうから何か今後のことにつきましてお話がありましたら、よろしくお願いいたします。

○小畑委員

先ほど一般廃棄物処理のところで発言できなかったのも、ちょっと突拍子もない話かもしれませんが、川崎市の市役所の中で、富士山が噴火したときの火山灰について、防災、検討はされているようなのですが、具体的に火山灰が降った場合、それを誰がどういう形でどこへ処理するというような具体的な手順までもう整理はされているのでしょうか。富士山噴火というのがNHKでもやっていたように、そう遠くないうちに起こり得る可能性もあるし、起こった場合、川崎市がかなり直接的な被害を受ける可能性もある。その上で、火山灰が普通のほかの廃棄物とは相当性格が違うものなので、事前に手順を決めておかないと、相当混乱が起きるんじゃないかなと思うので、そこの辺をきちっと具体化されているならいいんですけども、されていないようでしたら、今後どうしていくのか、教えていただきたいと思います。

○若松会長

ありがとうございました。小畑委員からの御質問につきまして、お答えできるのであれば、よろしくお願いいたします。

○廃棄物政策担当課長

今御質問いただきましたが、川崎市におきましては、火山灰の具体的な計画といったものは、今、廃棄物の関係では検討していない状況でございます。

○生活環境部長

補足をさせていただきます。火山灰の関係ですが、特に富士山、危機管理部門で今新たな課題として俎上に上げて検討を進めています。そうした中でまだ廃棄物部門として火山灰、どれほど降ってくるかや、それがどう処理できるかというのは、その次のステップでの検討になってくるかと思うところです。ですので、課題認識としては持っているというところがございます、ただ、具体的にどうしていこうというのは廃棄物部門としてはまだ持っていないと、これからということになります。

以上です。

○若松会長

ありがとうございました。予定の時間になりましたので、今日の質疑はこれで終了したいと思います。この後は事務局にお返しいたしますので、よろしくお願いいたします。

○総務部長

若松会長、ありがとうございました。

それでは、閉会に当たり、建設緑政局長から御挨拶を申し上げます。

○建設緑政局長

建設緑政局長、河合と申します。本日は長時間にわたり御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

建設緑政局につきましては、今日長く御議論いただきました緑の基本計画等々、緑を中心に担っているところでございます。来週にも、緑の基本計画につきましては、第3回の自然共生部会で専門的な調査や審議をいただくところでございます。こうしたように、委員の皆様には、様々な環境施策や取組についてお力添えをいただいてまいりますことを改めてお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきたいと思います。今日は誠にあり

ありがとうございました。

○総務部長

ありがとうございました。

午後 0 時02分閉会